

LCA子会社から提起されていた訴訟における勝訴判決等のご報告

平成28年3月31日

各 位

株式会社リブ・コンサルティング
代表取締役 関 巖

平成25年8月2日、株式会社エル・シー・エーホールディングス（以下「LCA-HD」といいます。）は、同社のグループ子会社である株式会社インタープライズ・コンサルティング（以下「LCA子会社」といいます。）が、当社ほか4名に対し、同日、東京地方裁判所に**不法行為に基づく損害賠償請求訴訟**を提起した旨、LCA-HDのホームページにて開示しており、日経電子版等のマーケット関連サイトにおいても、同内容が転載されておりましたが、同訴訟に関して、平成27年9月11日、当社らの勝訴（請求棄却）の判決が言い渡されました。

同判決に対し、LCA-HDは、知的財産高等裁判所に控訴しましたが、同控訴は、平成28年3月8日付判決において棄却され、同判決は確定しております。

当社と、LCA子会社との間の全ての争点において当社の正当性が全面的に認められたものです。

なお、本件訴訟に先立ち、当社取締役らは、LCA-HD及びLCA子会社による**名誉毀損に対する訴訟**を東京地方裁判所に提起しておりましたが、同訴訟については、平成26年11月11日付判決において、被告であるLCA-HD及びLCA子会社に対し、当社取締役らに各55万円を支払うよう命じられました。

同判決に対し、LCA-HD及びLCA子会社は東京高等裁判所に控訴しましたが、同控訴は、平成27年3月31日付判決において棄却されました。

これに対し、LCA-HD及びLCA子会社は、上告しましたが、同上告は、同年12月10日付決定において棄却されております。

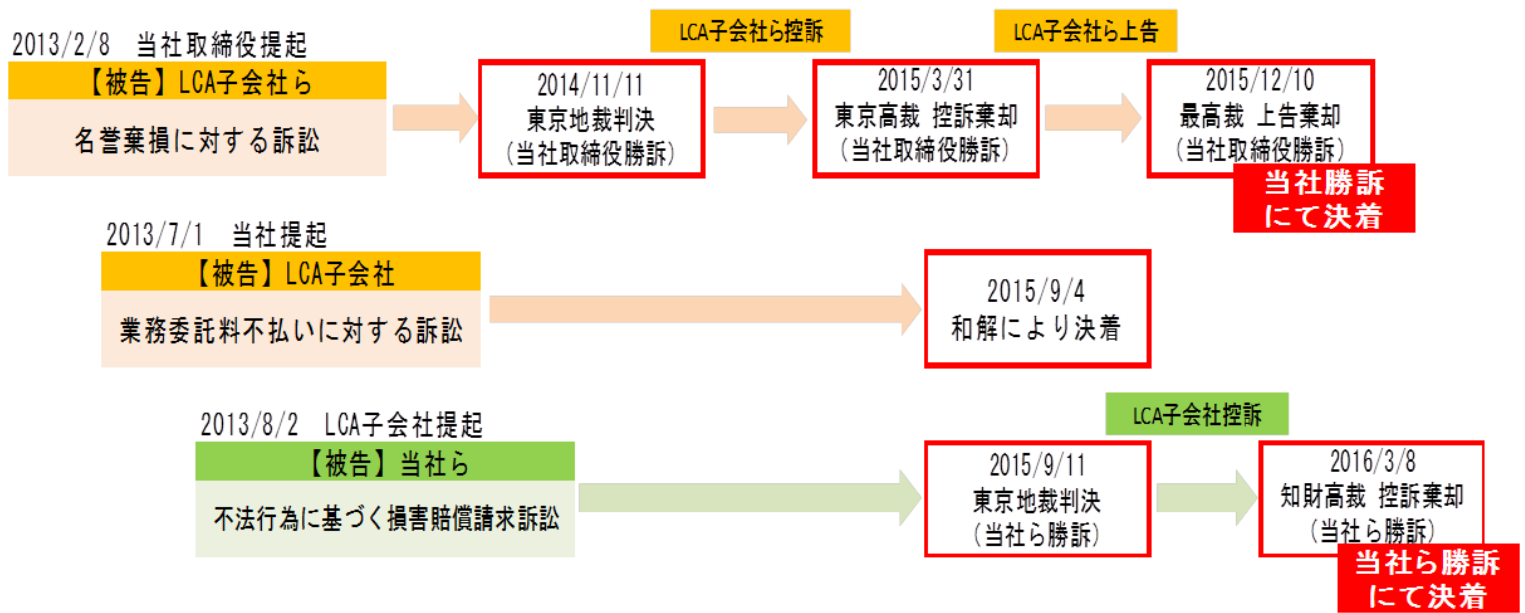
また、本件訴訟に先立ち、当社は、LCA子会社による**業務委託料不払いに対する訴訟**を同裁判所に提起しておりました。

同訴訟において、LCA子会社は当社に対する業務委託料の支払を拒んでおりましたが、裁判所による強い説得もあり、平成27年9月4日、和解により解決することができました。

以上のとおり、当社側が原告となった、**名誉毀損に対する訴訟**については当社側の勝訴が確定しており、**業務委託料不払いに対する訴訟**については和解による決着となっており、当社側が被告となった**不法行為に基づく損害賠償請求訴訟**についても、当社側の勝訴が確定しております。

以 上

※各訴訟の流れは以下のとおりです。



※不法行為に基づく損害賠償請求訴訟に関する知財高裁における判決については、現在、その全文を、裁判所のウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search7) において閲覧することができます (事件番号：平成27 (ネ) 第10118号)。